

先 取 特 権

2013/10/07
松岡 久和

I 先取特権の意義と機能

1 先取特権の意義

- ・意義：優先弁済権付与による一定の債権の強化（303条）
- ・特徴：①非占有担保、②目的物との関連性や公示性がないものもある
一般債権者を害するとの批判←→特別法による多数の先取特権、裁判外での機能
法律による公示

2 先取特権の根拠 — 多様な政策的配慮

- ①公平の確保 共益費用（307条）、動産・不動産保存（320条、326条）
- ②弱小債権者保護 雇傭関係（308条）、農工労務（323条・324条）
- ③契約の促進 葬儀費用の先取特権（309条）
- ④担保意思の推測 不動産賃貸（312条-315条）
- ⑤公益的収入の確保 租税債権、国等の手数料・徴収金債権、社会保険料債権（税徴8条以下、
地稅14条以下、健保182条）
- ⑥担保設定の省略⇒金融・出資促進 一定法人等の社債等（放送84条、国立大学法人33条）
戦後の法令整備期から高度成長期にかけての立法が多く、経済政策の動向との関係が深い。⑤⑥
を主たる理由とする特別立法が多い。
- ・「あるべき責任財産」への復帰←→不法行為被害者保護：責任財産の増大なし
- ・ゲーム参加料としての公共的負担。

3 先取特権の性質

- ・付従性・不可分性（305条）には異論なし。
- ・随伴性には否定説もあるが債権譲渡（担保）による融資を考慮すると肯定するべき。

II 先取特権の種類と成立要件

1 一般の先取特権

(1) 民法上の一般の先取特権

- ・総責任財産が対象。
- ・登記されると優先効が強くなるが（336条、不登3条5号）、登記されることは稀。
- ・雇用関係の先取特権：生活保障。労働による企業価値全般の維持・向上⇒一般の先取特権。上限なし（ボーナスや退職金を含む。ただし破産手続では優先順位が上がるが上限は3か月。）。

(2) 特別法上の一般の先取特権

- ・強制執行等の費用は最先順位の一般の先取特権（民執42条・194条、税徴9条・10条、地方税14条の2、14条の3、破148条1項1号・2号、152条2項、会更127条1号-3号、民再119条1号-3号）
- ・公租公課・国等の徴収金等・社会保険料
- ・一定法人等の社債等—最劣位……これに相当する約定担保が企業担保権

2 動産の先取特権

(1) 不動産賃貸の先取特権

- ・総清算の場合発生時期限定（2-3期分。315条）、敷金でカバーされない部分のみ（316条）
- ・313条による対象限定

★賃借人が賃借建物に持ち込んだ金銭・有価証券・宝石類・商品にも及ぶか

判例 肯定：大判大3・7・4民20-587、大判昭18・3・6民23-147

多数説 従物や常備家具程度に限るべき←→合理的期待基準説（道垣内・松岡）

- ・目的物の範囲の拡大
 - ①賃借権の譲受人・転借人の動産、譲渡代金・転貸料債権にも拡大（314条。後者は物上代位の一種）
 - ②債務者以外の所有物へも善意取得の準用で成立可能（319条）

【表1】 民法上の先取特権一覧

種 類	名 称	条	主な根拠	被 担 保 債 権	対 象
一般の先取特権	共 益 費 用	307	公平確保	共益費用の債権	総責任財産
	雇 用 関 係	308	社会政策	給料その他の雇用関係上の債権	総責任財産
	葬 式 費 用	309	社会政策	相当な葬式費用の債権	総責任財産
	日 用 品 供 給	310	給付促進	最後の6か月間の飲食等の債権	総責任財産
特別の先取特権	不 動 産 賃 貸	310-316	意思推測	賃料その他の賃貸借関係上の債権	備付動産等
	旅 館 宿 泊	317	意思推測	宿泊料・飲食料の債権	持込手荷物
	運 輸	318	意思推測	運送賃及び付随費用の債権	占有荷物
	動 産 保 存	320	公平確保	動産の保存等の費用の債権	当該動産
	動 産 売 買	321	公平確保	動産の代価及び利息の債権	当該動産
	種 苗 肥 料 供 給	322	給付促進	供給物の代価及び利息の債権	1年内の果実
	農 業 労 務	323	社会政策	最後の1年間の賃金債権	果実
	工 業 労 務	324	社会政策	最後の3か月の賃金債権	製作物
	不 動 産 保 存	326	公平確保	不動産の保存等の費用の債権	当該不動産
	不 動 産 工 事	327	公平確保	不動産工事費用の債権（増価額限度）	当該不動産
	不 動 産 売 買	328	公平確保	不動産の代価及び利息の債権	当該不動産

(2) 動産売買の先取特権（321条）

- ・売主に先履行義務がある場合に有用←留置権・同時履行の抗弁権がない。

3 不動産先取特権

- ・共同申請登記が不可欠（成立要件説が有力）⇒注文者の協力が得にくい → 利用時期の限定が厳しい⇒工事の変更に対応困難 → 低調

III 先取特権の効力

1 優先弁済権

(1) 先取特権の効力の及ぶ範囲

- ・各先取特権毎に及ぶ範囲は異なる。
- ・対象物に代わる債権や対象物から派生した債権に及ぶ（物上代位）。
- ・物上代位は、主として動産の先取特権について有意義←333条による消滅の代償措置
- ・動産の買主が買い受けた動産を用いて請負工事を行ったことより取得した請負代金債権は、原則として物上代位の対象とならない（最決平10・12・18民集52巻9号2024頁。例外は許容）。←→給付された動産の価値が請負工事の成果物の中に残存している限り、価値変形物には広く及ぶと考えてよい。
- ・他の債権者の差押えにも配当要求の終期まで二重差押えで対抗可能（最判昭60・7・19民集39巻5号1326頁）。債務者の破産後も行使可能（最判昭59・2・2民38巻3号431頁）
- ・対象債権の債権譲渡や転付命令で消滅←追及効欠如（最判平17・2・22民59巻2号314頁）

(2) 被担保債権の範囲（341条・375条）

(3) 先取特権の実現方法

(a) 競売申立

① 不動産に対する先取特権の行使

- ・不動産の先取特権では登記、一般の先取特権は「担保権の存在を証する文書」(民執181条1項)

② 動産に対する先取特権の行使

- ・「担保権の存在を証する文書」の提出に加え、債権者の執行官への目的物任意提出、占有者の差押承諾文書提出、または執行裁判所の競売許可決定と搜索(民執190条)⇒目的物の差押え

③ 債権その他の財産権に対する先取特権の行使(物上代位を含む)

- ・「担保権の存在を証する文書」の提出。債権執行手続による(民執193条)。

(b) 他の債権者の執行への参加

- ・登記のある先取特権以外は、配当要求の終期までに、上記の要件を充たして、二重に競売を申し立てる(民執47条または125条)か配当要求(民執51条、133条、154条)。
- ・物上代位の場合、配当要求では足りない(最判平13・10・25民55巻9号975頁)。

(c) 一般の先取特権の実行の制限(335条)

(4) 対象財産の所有者の倒産

- ・一般の先取特権：優先的破産債権(破98条)・優先的更生債権(会更168条1項2号)、一般優先債権(民再122条)

※給与債権の特別扱い：財団債権(破149条。破産開始前3か月分のみ)、共益債権(会更130条。

会社更生手続開始前6か月のみ)；民事再生では手続外で随時弁済(民再122条2項)

- ・特別の先取特権：別除権(破65条、民再53条)・更生担保権(会更2条10項)

2 先取特権相互や他の担保権との優劣関係

(1) 先取特権の優劣関係決定の特殊性

- ・先取特権の政策的根拠の多様性→複雑な基準が錯綜

(2) 先取特権の種類ごとの優劣関係

- ① 強制執行費用・滞納処分費・競売費用等(民執84・139・188・192条、税徴9・19条、地方税14条の2、破148条1項1号・2号・152条2項、会更127条1号、民再119条1号-3号)
- ② 租税や公の徴収金・社会保険料(税徴8条、地方税14条；破148条1項3号では制限)
- ③ 共益費用の先取特権(329条2項ただし書、330条2項後段、331条1項)
- ④ ①～③の場合を除いて、特別の先取特権が一般先取特権より優先(329条2項)

(3) 各先取特権相互と他の担保権との優劣関係

(a) 一般の先取特権

- ・相互間－306条に定める順(329条1項)
- ・抵当権・不動産質権との関係(336条)
登記済先取特権>登記済約定担保権>未登記先取特権>未登記約定担保権
- ・租税債権と他の担保権の優劣
担保権の対抗要件の具備が、法定納期限以前になされたか否かで定まる(税徴15条・16条・23条・24条8項、地稅14条の9・14条の10・14条の17・14条の18第9項)。
租税債権と特別の先取特権では原則は前者が優先で例外則がある(例：税調20条)。
留置権は事実上または法律上最優先(民執59条、税徴21条、地稅14条の15)。

(b) 動産の先取特権相互間(330条)

原則 ①当事者の意思の推測に基づく不動産賃貸の先取特権などのグループ、②動産保存の先取特権、③動産売買先取特権などのグループ(同条1項)

例外 ①も債権取得時に②③の存在を知っていた場合や自分の利益になった動産の保存行為の先取特権には劣後(同条2項)
農業による天然果実は特別な順位(同条3項)

- ・動産質権は①に準じる(334条)。
- ・譲渡担保の場合、333条により動産の先取特権が消滅するので譲渡担保が優位(最判昭62・11・10民集41巻8号1559頁)。学説には334条類推適用説など反対が多い。

(c) 不動産の先取特権相互間（331条。不動産売買先取特権相互では時間順）

(d) 同順位先の先取特権相互間

・被担保債権額で按分弁済（332条、破152条1項。公租公課は優先：税徴8条・12条・13条等）。

IV 先取特権の消滅

1 物権や担保物権に共通の消滅原因

- ①対象である物の滅失や権利の消滅 物上代位が認められる場合を除く
- ②混同、③権利放棄
- ④付従性に基づく消滅、⑤担保権実行としての競売（消除主義原則）、⑥担保権消滅請求（破186条以下、会更104条以下、民再148条以下）。

補足

- ・準消費貸借がされても担保権は原則として存続。
- ・対象物が添付しても担保権は債務者の所有物に存続（247条2項・3項）。債務者の所有権が消滅する場合は償金請求権上の物上代位（248条・304条）。

2 各先取特権に固有の消滅原因

- ・動産に対する先取特権は、第三者（善意・悪意を問わない）への引渡しで消滅（333条）。
←先取特権対象物の円滑な処分の保障
引渡しには占有改定を含む（大判大6・7・26民23輯1203頁）。
- ・不動産に対する先取特権は、抵当権に準じ、代価弁済・消滅請求でも消滅（341条・378条・379条以下）

検討問題

中小企業のAは、敷金60万円を預けてBから賃借した工場用の建物において、Cから後払いで仕入れた原材料甲を、従業員Dによって加工し、出来上がった製品乙をEらに販売していた。不況により事実上の倒産に追い込まれたAには、Bに対する賃料4か月分・100万円、Cに対する代金債務1000万円、Dに対する給与4か月分100万円の未払債務があった（それ以外の大口債務はすべて約定担保が付されている）。その後、Aは、国Fに対して税金300万円の法定納期限を徒過した。他方、Aに残された財産で約定担保が設定されていないものは、工場内に存在する現金100万円、未加工の200万円分相当の甲、販売前の300万円分相当の乙、Eに対する400万円の売買代金債権（丙債権と呼ぶ）のみであった。このAの財産からB・C・D及びFはどれだけ債権を回収することができるか（簡略化のために手続費用を問題にしないことにする）。

〔参照条文〕 民法247条2項、304条1項、308条、312条、313条、315条、316条、321条、329条2項、国税徴収法8条、20条

検討の手順として、まず、B・C・D・Fは、何を対象としてどういう先取特権を有するのかを考えなさい。次いで、現金100万円、200万円の甲、300万円の乙、400万円の丙について、成立する先取特権の順序がどうなるかを考えなさい。それを踏まえて、全体の具体的結論を整理しなさい。